S7　麻薬

次のものは、禁止する。

ブプレノルフィン、デキストロモラミド、ジアモルヒネ（ヘロイン）、フェンタニル及びその誘導体、ヒドロモルホン、メタドン、モルヒネ、オキシコドン、オキシモルホン、ペンタゾシン及びペチジン

S8　カンナビノイド

天然のデルタ九―テトラヒドロカンナビノール（ＴＨＣ）（例えば、大麻、ハシシュ、マリファナ）又は合成のデルタ九―テトラヒドロカンナビノール（ＴＨＣ）及びカンナビノイド様物質（例えば、「スパイス」、ＪＷＨ〇一八、ＪＷＨ〇七三、ＨＵ―二一〇）は、禁止する。

S9　糖質コルチコイド

糖質コルチコイドは、経口使用、静脈内投与、筋肉内投与又は経直腸使用の場合には、全て禁止する。

特定スポーツにおける禁止される物質

P1　アルコール

アルコール（エタノール）は、次に掲げるスポーツの競技会に限り禁止する。その検知は、呼気又は血液の分析により行う。そのドーピング違反の閾値（血液の値）は、一リットルにつき〇・一〇グラムとする。

航空スポーツ（国際航空連盟）
アーチェリー（国際アーチェリー連盟）
自動車（国際自動車連盟）
空手（世界空手道連盟）
モーターサイクル（国際モーターサイクリズム連盟）
パワーボート（国際パワーボート連合）

P2　ベータ遮断剤

ベータ遮断剤は、別段の定めがある場合を除くほか、次に掲げるスポーツの競技会に限り禁止する。

アーチェリー（国際アーチェリー連盟）（競技会外においても、禁止する。）
自動車（国際自動車連盟）
ビリヤード（全種目）（世界ビリヤード・スポーツ連合）
ダーツ（世界ダーツ連盟）
ゴルフ（国際ゴルフ連盟）
射撃（国際射撃連盟、国際パラリンピック委員会）（競技会外においても、禁止する。）
スキー及びスノーボード（国際スキー連盟）（ジャンプ競技、フリースタイル（エアリアル及びハーフパイプ）並びにスノーボード（ハーフパイプ及びビッグエアー））

ベータ遮断剤には、少なくとも次のものを含む。

アセブトロール、アルプレノロール、アテノロール、ベタキソロール、ビソプロロール、ブノロール、カルテオロール、カルベジロール、セリプロロール、エスモロール、ラベタロール、レボブノロール、メチプラノロール、メトプロロール、ナドロール、オクスプレノロール、ピンドロール、プロプラノロール、ソタロール及びチモロール

○財務省告示第四百号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十四年十一月十三日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	十五億円	百円八十三銭
〃	〃	三億円	百円八十四銭
〃	第九回	四億円	百円八十五銭
〃	〃	十二億円	百円八十八銭
〃	〃	十一億円	百円八十九銭
〃	第十一回	十八億円	百円十八銭
〃	〃	二十億円	百円十九銭
〃	第十二回	十億円	百円二十三銭
〃	第十三回	九億円	九十九円八十三銭
〃	第十四回	二十八億円	百円八銭
〃	〃	十七億円	百円九銭
〃	第十五回	三十億円	九十九円九十八銭
〃	第十七回	百七十四億円	九十九円四十八銭
〃	〃	三億円	九十九円四十九銭
〃	第十八回	二十二億円	九十九円七十二銭
〃	〃	十五億円	九十九円七十三銭
〃	〃	六十七億円	九十九円七十四銭
〃	第十九回	九十五億円	百円三十三銭
〃	第二十回	十五億円	百一円八銭
〃	第二十一回	三十五億円	百一円四十八銭
〃	〃	十六億円	百一円四十九銭
〃	第二十二回	二十億円	百二円三十三銭
〃	〃	九十一億円	百二円三十四銭
〃	第二十五回	七十二億円	百一円三十三銭
〃	第二十六回	百十三億円	百円八十三銭
〃	〃	六億円	百円八十四銭
〃	第二十七回	三十二億円	百円四十三銭
〃	〃	三億円	百円四十四銭